

だて市政だより 災害対策号

【第5号】

平成23年4月15日発行

■市長メッセージ「原発避難、新たな段階に・・・」

東日本大震災が1カ月を迎えた日の夕方、国は福島第一原発から半径30kmの外側の部分について、新たに「計画的避難区域」を設定し、伊達市のすぐ隣の町村である飯舘村と川俣町の一部を指定することを発表しました。これにより、当該地区の人は、1カ月以内に他の安全な地域へ避難しなければならないというものですから、大変な事態に至りました。

原発事故は未だに収束の方向が見えず長期化の様相を呈する状況にあり、原発事故の放射能被害は、日々の放射線の強さもさることながら、余り強くない放射線であっても事態が長期化してきた現在では、その累積被曝量（日々体に浴びている放射線の総量）が問題となってきました。その結果、政府は、1年間の予想被曝量が20ミリシーベルトを超えると想定される地域を「計画的避難地域」としたものです。今回、国が避難すべきとした放射線量の基準は子どもや妊産婦のことを考慮して安全サイドでの判断となったものと思われる。

当初は飛散した放射性物質は中心から同心円状に飛散するとしていましたが、現実には風向きや地形などによって特定の方向へ遠くまで飛散することから、今回実測値を元に解析した結果、飯舘村全域と川俣町山木屋地区が該当したということです。

伊達市は、今回国の指示はありませんでしたが、当市の放射線量も地区によって高低がありますので、今後注視していかなければならないと思っております。

計画区域発表の当日、飯舘村の菅野村長から、「全村避難が決定した。協力を宜しく」と多少困惑した声で電話がありました。考えてみれば相当大変なことで他人事ではありません。もちろんできるだけご協力するとともに、今後、当市も我が身に置き換えて対策を講じなければなりませんと思っております。

伊達市は正しい情報と科学的な判断によって、市民一丸となって、この事態に冷静に対処していきたいと考えておりますので、市からの連絡等に注意されますようお願いいたします。

伊達市長 仁志田 昇司

■市内各地域の放射線測定値

◎放射線測定値				[単位：マイクロシーベルト/時間]		
測定日	伊達地域	梁川地域	保原地域	霊山地域		
	伊達総合支所	梁川総合支所	保原本庁舎	霊山総合支所	霊山南側登山口駐車場	小国ふれあいセンター
4月6日	1.03	0.97	1.57	2.10	2.85	3.47
7日	0.99	0.93	1.69	2.01	3.15	3.85
8日	1.00	0.81	1.24	2.00	2.89	3.38
9日	1.07	0.91	0.97	1.95	2.25	4.40
10日	1.03	0.84	1.46	1.78	2.64	3.64
11日	0.98	0.95	1.46	1.70	2.93	3.73
12日	0.98	0.91	1.45	1.69	2.90	3.78
13日	0.93	0.81	1.29	1.67	2.99	3.78

測定日	月館地域			
	月館 総合支所	月館町上手渡 (川俣町境)	布川浄水場	国道399号線 飯館村境
4月				
6日	1.54	1.65	2.20	3.13
7日	1.55	2.18	2.29	4.08
8日	1.43	1.62	2.13	3.00
9日	1.80	1.86	1.56	4.34
10日	1.31	1.74	1.88	2.87
11日	1.53	1.80	1.91	3.16
12日	1.53	1.78	1.82	2.77
13日	1.59	1.63	1.74	2.83

■市内小中学校の放射線測定値

市内小中学校のうち、主な学校について測定した値です。

◎放射線測定値（伊達市測定）測定位置：校庭 [単位：マイクロシーベルト/時間]							
測定日	保原地域			霊山地域		月館地域	
	小学校			中学校	小学校		小学校
4月	上保原	柱沢	富成	松陽	掛田	小国	小手
10日	2.62	3.80	5.14	3.84	3.40	5.78	3.22
11日	2.69	3.58	4.82	3.71	3.45	5.77	3.36
12日	2.46	3.36	4.82	3.44	2.85	5.65	3.45
13日	2.37	2.98	4.25	3.43	2.89	5.45	3.14

※問い合わせ先：市災害対策本部 ☎575-1003

■飲用水の放射性ヨウ素測定値

◎放射性ヨウ素測定値 [単位：ベクレル/kg]							
採取水道	4月 ※「—」は検出されず						
	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日
月館簡易専用水道 (布川・御代田・月館石行地区)	—	—	9.7	24.0	—	—	—
摺上川ダム(上記以外の地区)	6.0	6.0	27.0	—	6.0	—	—

※問い合わせ先：上下水道部施設工事課 ☎577-7213、総務課 ☎577-3283

■農産物被害などに関する情報

○月館地域の水田土壌調査の結果について

県が実施した水田土壌の放射能物質調査で、前回の調査で作付け自粛となっていた月館地域は国が示した米の作付け制限基準の5000ベクレル（放射能セシウム）を下回り、作付けの自粛が解除されましたので、今まで控えていた田畑の耕耘作業や植付け作業を、計画的に進めてください。

○摂取可能な農産物について

県では農林産物の放射能測定を実施し、暫定規制値を下回っている農林産物を公表しています。新たに馬肉と喜多方市、磐梯町、猪苗代町、三島町、会津美里町、下郷町、南会津町において産出された原乳、飯館村産以外のハウス施設で栽培されたシイタケが、安心して食べることができる農産物に追加されました。

(平成23年4月10日現在)

○福島県農産物の出荷および摂取の制限について

伊達市のほか4市8町3村の露地で栽培されたシイタケが国の基準値を超える放射性物質が検出されたことにより、出荷が制限されました。

なお、飯館村の露地で栽培されたシイタケについては、摂取制限の指示が出されております。
(平成23年4月13日現在)

○野菜の出荷制限を受けている野菜の取扱について

県は、放射能物質が検出された野菜の廃棄方法について、「まだ刈り取っていないものはそのまま放置する」としていましたが、次のように変更することになりましたので、お知らせします。なお、今回変更された点は、下線の部分です。

- ◆すき込みおよび焼却は行わないでください。
- ◆すでに刈り取ったものは1カ所に集めて保管してください。
- ◆まだ刈り取っていないものは、刈り取りをしてからすき込みをせずに、耕耘などの農作業を行ってください。なお、刈り取ったものは、1カ所に集めて保管してください。

保管しているものの処分方法については、国からの指示があるまでお待ちください。

※問い合わせ先：産業部農林課 ☎577-3173、伊達農業普及所 ☎575-3181

伊達みらい農業協同組合営農生活部 ☎575-0112

■学校、幼稚園、保育所での屋外活動について

4月12日に開催された福島県放射線健康リスク管理アドバイザーによる教育関係者説明会において、「環境放射線量の測定値などを基にした国の基準が示されるまで、屋外活動を控えたほうが良い」という考えが示され、伊達市においても国の基準が示されるまで、小・中学校、幼稚園、保育園における屋外活動を極力控えることとしました。

【具体的な対応】

- ・体育、部活動などは体育館などの屋内での活動とする
- ・土に直接触れる活動は控える
- ・登下校時などは帽子、長袖、マスクを着用し、外から戻ったら手洗いやうがいをする
- ・雨天時は、体が濡れないように傘などを使用し、濡れた場合にはよく洗い流す

■心の電話相談窓口を開設

子どもが、災害に遭遇して強い恐怖や衝撃を受けた場合、不安やストレスなどの症状が現れることがあります。伊達市教育委員会では、災害時の心のケア、いじめや不登校など、学校や家庭での子どもの教育に関する電話相談「心の電話相談（ダイヤル サンマルマルさん）」を開設しています。お気軽にご相談ください。

【受付時間】

8時30分～17時15分（月曜日～金曜日）

※夜間、土日、祝日は、留守番電話により受け付けます。

【相談先】

心の電話相談（ダイヤル サンマルマルさん）☎577-3003

■市営住宅入居者募集

【募集団地】※募集戸数：9戸

伊達地域：沢田団地 2階3DK1戸、沢田第二団地 2階3DK1戸

梁川地域：梁川駅前団地 3階3LDK1戸・4階3LDK1戸、新田団地 3階3LDK1戸

保原地域：泉町団地 3階3LDK1戸

霊山地域：谷津団地 3階3LDK1戸

月館地域：岩内団地 長屋3DK2戸

【入居資格】

現に住宅に困窮していることが明らかで、同居する親族があり、所得額が月158,000円以下であること。障がい者などが入居する場合には特例があります。詳しくは建設部管理課維持係までお問い合わせください。

【家賃】

月額13,000円～42,800円（所得や団地によって家賃が異なります）

【受付期間】

4月18日（月）～4月25日（月）（土日を除きます）の8時30分～17時

【受付場所】

建設部管理課、各総合支所

※問い合わせ先：建設部管理課 ☎577-3147

■大正橋、昭和大橋の通行止について

大正橋と昭和大橋は、今回の地震により橋の落下を防止する個所が損壊しました。余震が現在も続いており、落下の危険性があることから、全面通行止めになっています。

現在、復旧工事の設計や部品の調達をすすめています。復旧の時期がまだわからない状況です。復旧するまでの間、迂回路として伊達橋、伊達崎橋をご利用ください。

※問い合わせ先：大正橋について・・・保原土木事務所 ☎575-2151

昭和大橋について・・・桑折町役場（地域整備課） ☎582-2127

■災害ごみの処分について

【家電製品の取扱い】

災害によって使用できなくなった家電4品目（エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機）とパソコンについては、4月中は清掃センターへ搬入できますが、5月以降はメーカーや購入店などに引き取りを依頼してください。

【業者に災害ごみの運搬を依頼する場合】

依頼者は、住所・氏名などを書いた依頼書（任意様式）を業者に渡し、業者は清掃センターで提示してください。

【改築工事で発生するごみ】

被災した住宅であっても、屋根の葺き替え、改築・リフォーム工事の際に発生した瓦・建築廃材・不適物（アスベストなど）は災害ごみになりませんのでご注意ください。

※問い合わせ先：市民生活部環境防災課 ☎575-1228

伊達地方衛生処理組合総務課 ☎582-2051

■消費生活センターからのお知らせ

今回の震災に関連した便乗商法や保証金詐欺などの悪徳商法被害が発生しています。少しでも不審に思ったときは、すぐに契約しないで伊達市消費生活センターへご相談ください。

※相談先：伊達市消費生活センター ☎574-2233

伊達市災害対策本部（保原本庁舎2階）575-1003